

# 2016年度社会福祉士実習指導者講習会開催要項

主催：一般社団法人 長崎県社会福祉士会

後援(予定)：長崎ウエスレヤン大学 長崎国際大学 長崎純心大学  
長崎県

公益社団法人 日本社会福祉士会

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、社会福祉士養成カリキュラムが改訂され、相談援助実習を行う実習指導者の要件として、実習指導者を養成するための講習会の受講が義務付けられ2012年4月から完全施行されました。下記の日程で、2015年度社会福祉士実習指導者講習会を開催しますのでご案内します。本講習会は実習指導者の要件を満たす講習会として厚生労働省に届出られたものです。

## 【1. 日程・会場・定員・内容】

日程	2016年10月8日(土)～9日(日)
会場	長崎県総合福祉センター3階講座室 住所：長崎市茂里町3番24号 TEL：095-846-8603
定員	50名
社会福祉士を対象とした2日間の集合研修 (実習指導概論、実習マネジメント論、実習プログラミング論、実習スーパービジョン論の4科目構成)	

## 【2. 研修プログラム】

### 【1日目】10月8日(土)

時間	内容	講師
9:45～10:00	開校式・オリエンテーション	
10:00～12:00	実習指導概論(2時間) ※社会福祉士が後継者育成の立場から相談援助実習に関わる意義を理解し、実習指導者に必要な関連知識、実習指導の意義、実習指導者としてのあり方と指導方法の概要を学ぶ。	長崎純心大学 准教授 飛永 高秀氏
12:00～12:45	昼食・休憩	
12:45～14:45	実習マネジメント論(2時間) ※実習生受け入れに際して重要な実習マネジメントの意義と対象及び施設・機関内外における実習マネジメントの概要を学び、その上で実習におけるリスクマネジメント、実習受け入れにあたって前提となる組織の年次計画や実習契約等を学ぶ。	長崎県社会福祉士会 会長 毛利 宣子氏
14:45～15:00	休憩	
15:00～18:00	実習プログラミング論(3時間) ※相談援助実習はソーシャルワークの専門性を体験できる実習であり、施設・機関においてソーシャルワーク実習ができるプログラムを構築する必要がある。ソーシャルワークの価値・知識・技術を伝えるためのプログラミングの方法を学ぶ。	長崎国際大学 准教授 原田 奈津子氏
18:30～	交流会	

**【2日目】10月9日(日)**

時間	内容	講師
9:00～17:00	実習スーパービジョン論（講義・演習7時間） ※実習マネジメント論、実習プログラミング論と連動させながら、講義と演習で実習スーパービジョンの全体像を理解し、実習スーパービジョンの機能、方法や技術を学ぶ。 (途中に昼食・休憩あり)	県立長崎東中高・純心中高 スクールソーシャルワーカー 木村 和子氏
17:00～17:15	閉校式・修了証書授与	

**【3. 申込方法・申込先等】****(1) 受講対象者・資格**

社会福祉士であること。

**(2) 受講費（テキスト代は含みません）**

会員：10,000円 非会員：16,000円

※入会手続き中の場合は会員扱いとなります。

**(3) 申し込み方法**

- ①所定の受講申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにて**本会**までお申してください。
- ②受講資格（社会福祉士）を確認しますので、**非会員の方は必ず「社会福祉士登録証」のコピーを添付**してください。
- ③**お申込みは先着順ではありません**。申込受付期間終了後、受講者を決定します。
- ④受講定員を超えた場合は、原則会員を優先し、実習指導との関わり、社会福祉士資格取得年等を考慮し受講者を選考します。実習指導経験のある方、今後実習指導をする予定の方は受講申込書の9（実習指導との関わり）および所属長の証明欄をご記入の上お申してください。

**【4. 申込受付期間】：2016年7月1日（金）～8月1日（月）**

申込受付期間外のお申込は受け付けられませんので、必ず上記期間内にお申してください。

**【5. 受講可否の通知】**

受講可否は8月下旬頃までに文書にてご連絡します。受講が内定した方には、受講費用振込方法、会場、交流会案内、事前課題、テキストの購入等についてご案内します。

**【6. 受講のキャンセル】**

- ①受講費入金前のキャンセル料 無し
- ②受講費入金後のキャンセル料
  - ・研修日の5日前迄 1,000円（手数料）
  - ・研修日の4日前以降 受講費の100%（返金無し）

**【7. 申込上のご注意】**

- ①受講申込書は、記入間違いや記入漏れのないよう、楷書ではっきりとご記入ください。
- ②受講申込書の1から3（お名前・生年月日・ご住所）は**修了証に記載される事項**で、厚生労働省より指定されていますので、必ずご記入ください。
- ③郵送の場合は受講申込書のコピーをお手元にお控えください。

## 【8. 研修テキストと事前課題】

『社会福祉士実習指導テキスト 第2版』（中央法規出版、2014年）を研修テキストとして位置づけており、『社会福祉士実習指導テキスト 第2版』に基づいた事前課題を提出いただきます。テキスト購入方法と事前課題については受講内定時にご案内します。

事前課題の提出がない方は受講いただけませんのでご注意ください。

## 【9. 修了の認定】

- ①本研修は実習指導者となるための認定研修となります。全科目の受講が修了認定の条件となります。  
遅刻・早退がある場合は修了とはなりません。
- ②修了者には、研修終了後修了証を発行します。実習指導者になるためには修了証が必要となります。

## 【10. 宿泊・昼食】各自手配をお願いします。

## 【11. 駐車場】駐車場は利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

## 【12. 備考】

車椅子を利用するなど受講にあたって配慮が必要な方は、申込書の該当欄にその旨を記載の上、お申込ください。

### 【注意】研修単位について

本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構から社会福祉士を基礎資格として活用する制度における資格研修として指定された研修です。

科目の区分：認定社会福祉士／共通専門／サービス管理・人材育成・経営系科目群 I

科目名：人材育成系科目 I

単位数：1単位

本会の生涯研修制度の単位は、本研修の全課程を修了することで、新生涯研修制度では「制度研修の1単位」、旧生涯研修制度では「共通研修課程の自己研修の10単位」になります。

※本研修の修了時に配付する修了証は再発行できませんので、紛失しないよう十分にご注意ください。

【参考】社会福祉士に関する科目を定める省令に規定された実習指導者の要件は以下のとおりです。（実習指導者講習会の受講要件ではありません）

### 第四条七号

実習施設等における相談援助実習（市町村において相談援助実習を行う場合を含む。）を指導する実習指導者は、社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に3年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者であること。

（実習指導者に関する経過措置）

### 第五条2

相談援助実習を行う施設又は事業所における実習指導者については、第四条七号の規程にかかわらず、当分の間、児童福祉法に定める児童福祉司、身体障害者福祉法に定める身体障害者福祉司、社会福祉法に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第1号に規定する所員、知的障害者福祉法に定める知的障害者福祉司若しくは老人福祉法第6条及び第7条に規定する社会福祉主事として8年以上相談援助の業務に従事した者又は平成21年3月31日までの間において第四条七号に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修の過程を修了した者を実習指導者とすることができる。

（お問合せ先・申込先）

一般社団法人長崎県社会福祉士会 事務局  
〒852-8104 長崎市茂里町3番24号  
長崎県総合福祉センター 県棟5階  
電話・FAX095-848-6012（電話：平日10:00～17:00）  
E-mail:csw-nagasaki@bloom.ocn.ne.jp  
<http://csw-nagasaki.jp>

※ホームページからもダウンロードできます。